

特別養護老人ホーム

伊 保 庄 園

～介護予防短期入所を希望される皆様へ～



柳井市伊保庄 1-2

電話 : 0820-27-0840

FAX : 0820-27-0841

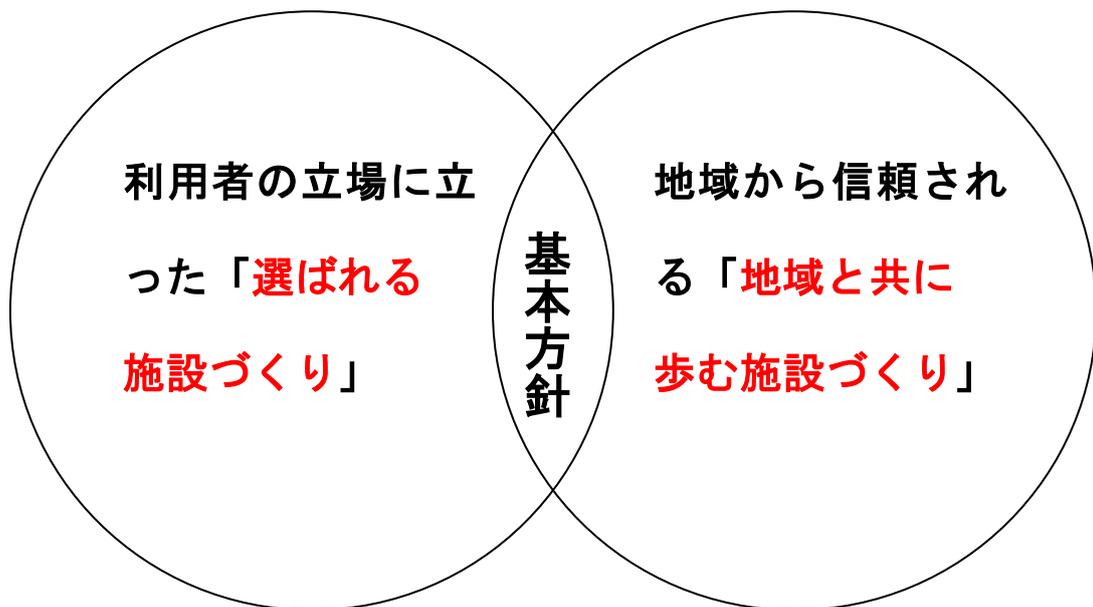
Mail : ihonosyou@jigyodan-yg.jp

Web : <http://jigyodan-yg.jp/ihonosyou/>

この度は、伊保庄園への介護予防短期入所を希望して
いただき心より歓迎申し上げます。

当園では、「その人らしさを大切に」をモットーに、利用者の方々が自分らしく安心して生活していただけるよう、お手伝いさせていただきます。

理念：「その人らしさを大切に」



施設見学について

基本的には、平日の9：30頃から17：00頃までの間をお願いいたします。担当職員が対応いたします。事前にご連絡いただくと助かります。

入所の条件について

伊保庄園に介護予防短期入所可能な方は、介護保険での要介護認定で、**要支援1～要支援2に認定された方が対象となります**。認定を未申請の方や要介護認定で「非該当」方は利用することが出来ません。また、現在心身に治療を必要とする疾患がある方や、継続した医療が必要な方につきましては、後日主治医または地域包括支援センターの介護支援専門員等に確認する場合があります。

入所申込について

当園の介護予防短期入所ご利用申込については、ご担当の地域包括支援センターの介護支援専門員を通じて予約を賜っております。

入所契約について

介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書にて契約を行いません。

2部作成で1部はご家族で、もう1部は園で保管いたします。この際、ご印鑑が必要になります。

個人情報の保護について

当園では、入所申し込みの段階から皆様から承った個人情報について、適切に取り扱います。なお、個人情報を取り扱う際には、ご同意を頂いてから適切な取り扱いをさせていただいております。

医療・入院について

- ① 独立行政法人国立病院機構柳井医療センターに協力病院をお願いしております。
- ② 当園の嘱託医が主治医となり、週2回診察日を設け、健康管理に努めます。
- ③ 通院並びに入院となった場合、基本的にご家族でお願いしております。

苦情に関すること

当園の設備・職員の対応その他の事について、ご指摘・ご提案がある場合には、常設の「提案箱」又はその他の方法（職員に直接又は封書等）にてご提言ください。**苦情窓口は介護サービス課長**となります。

なお、頂戴した内容について、可能な限り早急に対応させていただくと共に、ご指摘・ご提言を頂いた方に対し、一切の不当な扱いはいたしません。

るのでご安心ください。

利用料金（日額）について

※別紙料金表を参照ください。

別紙料金表により、申込者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と滞在費、食費の合計金額をお支払いただくこととなります。

上記の自己負担額の外、下記の料金が掛かる場合があります。

- ・ 入所されて連続して 30 日を超える利用があった場合、その超えた 1 日に対しての利用料は全額自己負担となります。
- ・ それぞれ介護度によって定められている限度額を超過した場合は、その超過した部分についての利用料が全額自己負担となります。

介護予防短期入所ご利用の際にご準備いただく事等

1. 日用品等について

- ・ 普段着 3 枚程度
- ・ 肌 着 3 枚程度
- ・ 寝間着 3 枚程度
- ・ 靴 下 3 枚程度
- ・ タオル 3 枚程度
- ・ ティッシュペーパー
- ・ プラスチックコップ
- ・ 歯ブラシ
- ・ 上履き（スリッパは不可）
- ・ 内服薬（利用日数分）
- ・ その他必需品（髭剃り・義歯・眼鏡・補聴器など）

※ 持参された衣類・日用品には管理上、お名前をマジックなどで記入してください。

2. 利用料の支払い並びに預かり金について

基本的には利用終了の際にお支払いを頂いております。

伊保庄園の生活

【行事】（月例行事）

誕生会 利用者懇談会 外出 その他

（定例行事）

節分の集い 花見 鯉のぼりをあげる会、七夕会

夏祭り、敬老祝賀会、運動会、クリスマス会

家族会総会（3月と9月に実施します）

その他

(地域参加行事)

伊保庄春祭り 伊保庄三世代交流レクリエーション大会
柳井地区老人福祉施設交流促進事業 その他

※ 行事の内容によっては実費が発生する場合がございますので
ご了承ください。